



報道関係者 各位

平成 30 年 8 月 31 日

【照会先】

新潟労働局 労働基準部 賃金室
室 長 山 田 敏 高
室長補佐 井 上 一 英

TEL (025) 288-3504

新潟県最低賃金は、10月1日から時間額803円になります。

———**現行最低賃金額から25円の引上げ**———

新潟労働局(局長 ^{いのうえ} ^{ひとし} 井上 仁)は、平成30年度新潟県最低賃金(地域別最低賃金)について、下記のとおり、現行最低賃金(時間額)778円を25円(3.21%)引き上げて803円とすることを本日の官報に公示しました。

これにより、改正後の新潟県最低賃金(時間額)803円は、本年10月1日から適用されます。

記

1 新潟県最低賃金の改正については、本年8月3日、新潟地方最低賃金審議会(会長 ^{むらやま} ^{ろくろろう} 村山 六郎 弁護士)から新潟労働局長に対し、現行の時間額を25円引き上げて803円とする旨の答申が行われていましたが、その後の異議申出について審議を行った結果、答申のとおりとする決定を行ったものです。

なお、改正後の新潟県最低賃金は、公示後30日を経過した本年10月1日から適用されます。

2 新潟県最低賃金は、パートタイマー、アルバイト、臨時採用など、その雇用形態にかかわらず、新潟県内の事業所で働く全ての労働者に適用され、この金額未滿の労働契約は、最低賃金法により金額に関する部分が無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。

なお、一部の産業には特定最低賃金が定められています。

3 賃金が日額、月額、その他時間額以外の単位で定められている場合、最低賃金額を満たしているか否かの判断は、それぞれの所定労働時間で割った1時間当たりの金額と最低賃金額を比較します。

4 新潟労働局では、今後、関係機関の協力の下、ポスターの掲示、市町村広報誌の掲載等を通じて、改正された新潟県最低賃金の周知と履行確保を図っていきます。